

4 身体障害者障害程度等級表（法施行規則別表第5号）

※第3章 「身体障害者障害程度等級表の解説」で各障害区分ごとの等級表を再掲しています。

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害			乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害					心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
		上肢	下肢		体幹	上肢機能	移動機能										
1級	视力の良い方の眼の视力(万国式試视力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正视力について測つたものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なものの	
2級	1 视力の良い方の眼の视力が0.02以上0.03以下のもの 2 视力の良い方の眼の视力が0.04かつ他方の眼の视力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	1 视力の良い方の眼の视力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 视力の良い方の眼の视力が0.08かつ他方の眼の视力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しないければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めに著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショバ一關節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	

鑑別	視覚障害	自由度						心臓じん腫脹(くは呼吸器又はまうこう苦しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全は肝臓の機能の障害)				
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	聴覚又は平衡機能の障害	肢體	肢體	不自由度	原因					
	聴覚障害	聴覚障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	心臓機能障害	心臓機能障害	呼吸器機能障害	直腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	1 視力の良い方の眼の视力が50以下るもの(2に該当するものを除く。)2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 路眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の听力レベルが80デシベル以上なもの(耳介に接しないものを除く。)2 両耳による普通話音の最も良い語明瞭度が50-バーセント以下のも	1 両上肢のおや指をそぐもの2 両上肢のおや指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 路眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両下肢のおや指をそぐもの2 両下肢のおや指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢を下腿の2分の1以上で欠かすもの4 両肘関節のうちいずれかが一関節の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指及びひととさし指をそぐものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指を含めて一上肢の三指を欠くものの7 おや指又はひととさし指を含めて一上肢の三指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 不随意運動失調等による上肢の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢を下腿の2分の1以上で欠かすもの4 両肘関節のうちいずれかが一関節の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指及びひととさし指を含めて一上肢の三指を欠くものの7 おや指又はひととさし指を含めて一上肢の三指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 不随意運動失調等による上肢の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢を下腿の2分の1以上で欠かすもの4 両肘関節のうちいずれかが一関節の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指及びひととさし指を含めて一上肢の三指を欠くものの7 おや指又はひととさし指を含めて一上肢の三指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 小腸の機能の障害による直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの2 両手の機能の障害による直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの3 小腸の機能の障害による直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの4 小腸の機能の障害による直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの5 小腸の機能の障害による直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの6 小腸の機能の障害による直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	1 不随意運動失調等による上肢の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢を下腿の2分の1以上で欠かすもの4 両肘関節のうちいずれかが一関節の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指及びひととさし指を含めて一上肢の三指を欠くものの7 おや指又はひととさし指を含めて一上肢の三指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 不随意運動失調等による上肢の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢を下腿の2分の1以上で欠かすもの4 両肘関節のうちいずれかが一関節の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指及びひととさし指を含めて一上肢の三指を欠くものの7 おや指又はひととさし指を含めて一上肢の三指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 不随意運動失調等による上肢の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢を下腿の2分の1以上で欠かすもの4 両肘関節のうちいずれかが一関節の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指及びひととさし指を含めて一上肢の三指を欠くものの7 おや指又はひととさし指を含めて一上肢の三指の機能を全喪失したものの2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ60度以下のも3 下肢のおや指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害		
4級												
	1 視力の良い方の眼の视力が0.02以下のも2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの3 路眼中心視野角の度数が156度以下のも4 路眼開放視認点数が70点以下のもの	1 平衡機能の著しい障害										
5級												

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	自由					心臓、じん脳若しくは呼吸器又はまこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全による免疫不全				
			音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	平衡機能障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	心臓機能障害	じん脳機能障害	呼吸器機能障害	まこう又は直腸の機能障害
6級	視力の良い方の眼の视力が6以下の方の眼の视力が6以上0.6以下のもの	1両耳の聽力レベルが70デシベル以上のもの(40セントメートル以上)の困難度で効率されない会話力を理解し得ないもの 2一侧耳の聽力レベルが90デシベル以上、他側耳の聽力レベルが50デシベル以上とのもの	1一上肢のおもや指の機能の著しい障害 2ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全麻したもの	1一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2一下肢の足関節の機能の著しい障害	不開音運動 失音等により移動機能の劣るもののうちのもの	不開音運動 失音等による運動機能障害	上肢機能	心臓機能障害	じん脳機能障害	呼吸器機能障害	まこう又は直腸の機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全機能障害
7級			1一上肢の機能のすべての指の機能の著しい障害 2一上肢の肩関節又は手筋、肘関節又は手筋のうち、いずれか一関節の機能の程度の障害 3一上肢の手筋の機能のすべての指を欠くもの 4ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全麻したもの	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2一下肢の肩関節又は手筋、肘関節又は手筋のうち、いずれか一関節の機能の程度の障害 3一下肢の股関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の程度の障害 4一下肢の手筋のすべての指を欠くもの 5一下肢のすべての指の機能を全麻したもの 6一下肢が健側に出して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの	下肢に不随意運動・失音等を有するもの	上肢に不随意運動・失音等を有するもの						

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上に重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合は、障害の程度によっては、障害の程度より上位の等級と/orすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おもや指については第一指骨關節筋その他の指については第一指骨關節筋以下を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指前關節筋以下の障害をいい、おもや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢又指の断端の長さは、実用長(上腕における長さより計測したもの)をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前膝骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。